

令和 2 年 6 月 13 日現在

機関番号：32602  
 研究種目：若手研究(B)  
 研究期間：2017～2019  
 課題番号：17K18077  
 研究課題名(和文) REDD+におけるセーフガード要件の制度設計の方向性 タンザニアを事例として

研究課題名(英文) The Direction of Institutional Design of Safeguard in REDD+ Policy: Case Study in Tanzania

研究代表者  
 福島 崇 (Fukushima, Takashi)  
 亜細亜大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：40634291  
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、途上国における森林減少・劣化防止を通じた気候政策であるREDD+政策に関し、とりわけ社会的弱者である地域住民への配慮に関するセーフガード要件に焦点を絞り、参加型森林管理(PFM)のREDD+適用を目指すタンザニアを事例とし、その制度設計の課題と方向性を明らかにすることである。

調査の結果、海外からの不十分な支援や大統領の交代に伴う国内政治状況の変化(首都機能の移転や官僚の海外渡航禁止)がREDD+政策はるかパリ協定への対応を遅らせるものとなっており、それに伴いセーフガードを始めとする国内体制整備や地域レベルのパイロット事業の進展が滞っていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義  
 大統領交代に伴う首都機能の移転という国内状況の変化がREDD+に関する体制整備を大きく遅らせたことを明らかにした本研究の研究成果は、ガバナンス能力の乏しい最貧国の国際政策への参加の難しさを如実に示すものとも言える。最貧国に着目するからこそREDD+の要件はこれらの国々にとって過大であり、国内状況次第で体制整備が大きく遅れ参加がますます困難になること、一部の有力国に案件が集中し地域的不均衡の問題が生じる懸念が大きいこと、を明らかにした本研究の学術的・社会的意義は大きい。

これらの国々が適切に参加できるような政策としていくべく、今後もますます最貧国を事例としたREDD+政策研究の進展が必要である。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to show the issues and the direction of institutional design of Safeguard (precautionary measures to protect or to avoid negative effects and loss) in REDD-plus Policy (one of the climate policies to reduce greenhouse gas emission by avoiding deforestation and forest degradation) with a case study in Tanzania who is one of the LDCs but try to apply their PFM systems to REDD-plus.

The survey results are as follows: insufficient foreign support and disruption of the domestic political situation (the relocation of capital function and the restriction of government officers' travel abroad) made it harder for Tanzania to participate in Paris Agreement, let alone in REDD-plus. These led them to the delay of a domestic institutional building, including Safeguard and the progress of pilot projects.

研究分野：環境政策学、地域研究

キーワード：REDD+政策 セーフガード パリ協定 タンザニア 参加型森林管理(PFM) 気候変動 環境ガバナンス 吸収源CDM

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

REDD+は、途上国における森林減少・劣化防止を通じた温室効果ガス（GHG）削減政策であり、気候変動対策の将来枠組みである2020年開始のパリ協定の目標達成の一手法として認められ、現在制度設計のための国際交渉が行われていた。一方、先進各国にGHG排出削減目標を課す京都議定書の第一約束期間（2008-12年）において、森林分野では新規・再植林を対象とした吸収源クリーン開発メカニズム（CDM）のみが認められており（CDMとは途上国においてGHG排出削減事業を実施し、先進国の削減目標の達成に活用できる仕組み）、REDD+は吸収源CDMの対象を発展的に拡大したものととらえることもできる。

REDD+は国家ベースのトップダウンアプローチをとることが想定されるため、事業ベースのボトムアップアプローチをとる吸収源CDMと比しても大規模に事業展開することが可能であり、かつ資金規模も大きくなることが予想される。このため、先進国・途上国双方の期待が高く、国際交渉の優先順位も高かった。しかし、各国の関心を反映し、議論は主に排出削減量の測定方法、モニタリング方法といった技術面、排出削減によるインセンティブメカニズムの形態といった資金面に集中していた。先行研究に関してもこうした点を反映し、交渉過程、GHG排出削減量の算定手法、資金メカニズム、といった国際レベルの研究・分析に集中しているのが現状であった。一方、地域レベルについては、複数の試験事業が開始されてはいるものの、社会面や地域性に着目した研究はJaggerら（2012）、Venutiら（2014）などに限られていた。試験事業もインドネシアなど一部の国に案件が集中しており、CDMで見られた地域的不均衡（最貧国を含む大多数の国の排除）の問題が繰り返される懸念がある。

以上を踏まえ、本研究においては、地域性の軽視や地域的不均衡といった吸収源CDMの問題点を踏まえ、特に社会面に着目し、両政策の比較をベースにREDD+のセーフガード面での制度設計上の課題を抽出するという着想に至った。また、森林減少が起こっているのはあくまで地域においてであり、その対策は地域レベルで講じられるべきである。国際交渉（グローバル）と事業対象地（ローカル）をつなぐ視点が従来の研究に欠けていたことを問題視し、タンザニアを事例とする現地調査をもとに研究を実施するとこととした。

### 2. 研究の目的（申請時における当初の研究目的）

本研究は、現在の国際交渉において関心が低くなりがちな社会面を重視し、タンザニアを事例とし、REDD+政策の中でも特に地域住民への配慮を規定するセーフガード要件に焦点を絞り、その制度設計における課題と方向性を明らかにすることを大目的とする。セーフガードとは地域住民と生態系に対するREDD+の直接的・間接的な影響の双方に対処する政策と措置を意味する（Jaggerら、2012）。この要件は、社会的弱者である事業対象地のコミュニティや地域住民などへの社会面、経済面、環境面での配慮を求めるものであることから、地域の実情を踏まえて構築されるべきである。このためには、試験事業が集中する一部の途上国のみならず幅広い国・地域における経験・知見を集積する必要があり、最貧国であるタンザニアを事例とする意義の1つもこの点にある。

採択前6回の現地調査では同国の事業ポテンシャルを明らかにし、地域性の重要性、地域的不均衡の懸念といった点に焦点を当てて研究及び現地調査を実施してきた。また、タンザニアはREDD+のセーフガード要件との親和性から、同国で20年以上にわたり実施・展開してきた参加型森林管理（PFM）（住民参加により森林管理を行うもの）をまずはREDD+事業としてパイロット的に展開し、発展させていくとの意図を持っている。このため、過去の調査においては、PFM自体の持つ課題として森林セクターの対策の優先順位の低さ、制度面・ガバナンス面の不備などを明らかにした。

このような背景・研究成果を踏まえた上で、本研究においては、地域レベルではREDD+試験事業地における住民参加の現状及び課題、国レベルではPFMのREDD+適用における可能性及び課題、にそれぞれ焦点を絞り、REDD+参加に向けての課題をとりわけセーフガード要件への対応の観点から明らかにすることを目的とした。とりわけ調査対象地であるアルーシャ州ではPFMの国内第1号事例として展開・発展してきたSLEDO事業がある。同事業は国家REDD試験事業に指定され、これから国をあげて本格的な調査が始まろうとしていた。REDD+はPFMの拡大・発展をもたらす一方で、安直な適用はPFM自体の持つ課題をますます拡大する懸念があり、こうしたPFMの課題を踏まえ、REDD+適用における課題・配慮すべき点などを探ることが本研究の焦点の1つであった。

### 3. 研究の方法

REDD+（森林減少・劣化防止）は吸収源CDM（新規植林・再植林）の対象を発展的に拡大するものととらえられるため、採択者がこれまでの吸収源CDMに関する研究で構築・活用した分析枠組みや手法を発展的に適用し、以下の1)-4)によりREDD+に関する研究を行った。

- 1) 既存理論（環境ガバナンス論、レジーム論、CSR論、政策評価論、参加型森林管理論など）のレビューを通じたREDD+及びPFM、REDD+試験・PFM事業の課題・特徴の抽出、分析。
- 2) 文献調査による現状把握、及び、既存研究到達点の確認。
- 3) 日本における国内聞き取り調査：調査対象は主に政府関係者、専門家、事業者、投資者。
- 4) 事業対象地（途上国）における現地調査：本研究採択前の2010-15年に6回、計143日間の現地調査を実施していることから、主な調査対象事例はタンザニア・アルーシャ州とし、3

年間で計4回現地調査を実施した(2017.8、2018.8、2019.8、2020.2の計104日間)と  
りわけ REDD+試験事業として採択された PFM 事業である SLED0 事業の対象地において重点的  
に調査を実施した。各調査対象者・調査項目は以下の通り。

- ✓ 中央政府関係者：REDD+政策導入のための体制整備状況、REDD+政策への期待、PFM の課題や過  
去 20 年間の経験・知見、PFM の REDD+適用における課題、など。
- ✓ 地方政府関係者：上記に加え、当該地の森林状況、REDD+試験事業実施状況など。
- ✓ 地域住民(主に REDD+試験事業・PFM 事業対象地)：事業の概要及び事業に対する評価、森林  
減少状況・要因、植林慣行、木材利用状況、REDD+事業のポテンシャル、など。
- ✓ その他：ダルエスサラーム大学、WWF Tanzania などへの聞き取り調査により、気候変動や森  
林減少など REDD+政策・試験事業に関する様々な情報を収集した。

#### 4. 研究成果

上記の目的を掲げて開始した本研究であるが、申請時には予期することが不可能な状況が発  
生し、その研究目的・内容を大きく修正する必要に迫られた。詳細については後述するが、大  
統領交代に伴う首都機能の移転・それに伴う省庁の大規模な再編である。これに伴い各省庁で  
の業務には多大な混乱が生じることとなり、海外からの不十分な支援と相まってタンザニアで  
はセーフガードの設計はおろか、REDD+に関する情報収集・制度設計自体が十分に進まなかつ  
た。また、地域レベルについても同様で、パイロットプロジェクト自体も進展しておらず、十  
分な情報が得られない状況であった。

こうしたことから、タンザニアの REDD+に対する期待、動向・現状を含む進展については現  
地調査を通じ継続的に情報収集を進めるものの、関連する国内政治状況がタンザニアの「準備  
段階(Readiness Phase)」における REDD+参加に向けた体制整備ならびに今後実施段階へと移  
行していくにあたってどのような影響を及ぼすかを明らかにし、その上で、REDD+ひいてはパリ  
協定といった国際気候政策に参加するにあたり、最貧国・アフリカ諸国が抱える課題について  
分析・考察することを目的とすることとした。

##### (1) REDD+に関する議論の進展

REDD+はパリ協定の5条2項や6条2項において、2020年以降の枠組みにおいて実施・支援  
を推奨するものとして明記された。REDD+実施においてはモニタリング方法論や資金メカニズ  
ム、地域住民の協働のあり方など数多くの検討課題があり、とりわけ途上国が整備・構築すべ  
き項目として、国家 REDD+戦略、国家森林モニタリングシステム、MRV(測定・報告・検証)シ  
ステム、などの様々な要件がある。「セーフガード(Safeguard)」はその一つで、社会的・生態  
的環境に応じて国・地域・事業毎に求められる対応も大きく異なることから、セーフガードに  
おいてはそれぞれの事業・活動において画一的ではない取り組みが必要となる。また、社会情  
勢や環境の変化に伴い、対応すべきニーズも変化していく点にも留意が必要とされる。

##### (2) タンザニアの REDD+に向けた取り組みとサポート

###### タンザニアの期待と取り組み

タンザニア政府は、主に以下の2点により REDD+政策に大きな期待を寄せていた。1点目は  
2010-15年における森林減少面積が世界第5位でありながら、減少防止のための有効な政策を  
導入・実施できていないことであり、2点目は京都議定書の第一約束期間において CDM を始め  
として気候変動政策によるインセンティブをほとんど得られなかったことである。CDM 案件は  
特に中国・インド・ブラジルといった特定の国に集中した一方、タンザニアは3件のみであつ  
た。このため、タンザニア政府の REDD+に対する期待は高く、制度設計、実施においては京都  
議定書における CDM で見られたような地域的な不均衡が解消されることを強く求めていた。

しかしながら、REDD+には上述の通り様々な要件が求められており、これらへの対応は多くの  
途上国にとって相応のガバナンス能力・資金力が必要であり、大きな負担となっているのが現  
状である。また、各要件の専門性、複雑性の高さについても京都議定書における吸収源 CDM 等  
と変わるものではない。この要件に対応できる途上国は一部に限られており、事業の地域的  
不均衡が REDD+においても繰り返されること懸念される。

上記からも、途上国が REDD+に参加するためには様々な支援が必要となる。「準備段階」にお  
いて、タンザニアが REDD+の体制整備に関し得た主なサポートは、UN-REDD プログラム、ノルウ  
ェー、フィンランドによる二国間援助、であった。

UN-REDD プログラムとは、2008年に開始され、タンザニアはプログラム開始当初の対象9カ  
国の1つに選定された。タンザニアにおける UN-REDD プログラムは主に天然資源観光省をカウ  
ンターパートとして2010年に開始され、1期(2年)の延長を経て2013年に終了した。その目  
的は準備段階における国家 REDD+戦略の準備及び実施のサポートであり、具体的には、国家ガ  
バナンス枠組み、REDD+に向けたキャパシティの強化、国家モニタリング、MRV システムなど  
REDD+要素のキャパシティの増強、地方レベルにおける REDD+及び森林生態系サービスのための  
キャパシティの増強、などの活動がなされた。

二国間のサポートとしては主にノルウェー、フィンランドによるものがある。ノルウェーは  
「ノルウェー・タンザニア・イニシアティブ」(2009-2014年)を通じ、国家 REDD+戦略の開

発、森林モニタリングや REDD 財政メカニズムの構築などのサポート、キャパビルを行った。フィンランドは FAO と協働で「国家森林資源モニタリング及びアセスメントプログラム」(2009-2014 年)を実施し、地域レベルの森林に関する社会・生物学的データの収集をサポートし、そのデータは国家 REDD+戦略や国の MRV システム構築にも活用された。

#### プログラムの成果と課題

これらのプログラムを通じ、REDD+国家戦略の策定、関連データ・法案の整備、National REDD Task Force の設置など、一定の成果をあげてきた。

一方で、天然資源観光省や副大統領府・環境局などのタンザニア政府関係者、UN-REDD プログラムやノルウェー・タンザニア・イニシアティブなどの支援機関側の関係者などへの聞き取り調査や文献調査の結果からは、タンザニアの準備段階における体制整備について様々な課題が明らかになった。

カウンターパートとなる天然資源観光省はそもそも人材面、財政面など様々な面での能力が低く経験も不足しており、中央政府からの権限移譲も十分に進んでいない(だからこそタンザニアは国内で森林を保全する能力が低く、世界ワースト 5 位の規模で森林減少が進んでいると言える)。こうした前提の上で行われた支援プログラムではあるが、プログラムに対する専門的な人員やチームが組織されることはなく、中央政府はもちろん天然資源省からのコミットメントが乏しく、持続性に欠けていたこと、ドナーとのコミュニケーション自体も十分なものではなく、キャパビルも十分には果たせなかったこと、各団体が様々な支援を講じているもののドナー間での連携は不十分であり、相互に対話・連携する場をタンザニア側も十分に設定することはなかったこと、パイロットプログラムの実施を通じいくつかのコミュニティに対する支援は行われたものの、やはりこれらのコミュニティとの対話は限定的であり地方レベルの周知やキャパシティの増加までは至らなかったこと、といった様々な課題が指摘された。

以上から、もちろんスタートの時点で REDD+参加に足るレベルの森林関連データは他国に比べても乏しい、天然資源観光省の活動をサポートする中央政府の政策や手段の実施・運用はそもそも十分ではない、などの状況下ではあったものの、タンザニアの政府関係者、支援関係者からは、多くの面において行われた活動、投入された資金に対し、プログラムの成果は極めて限定的であり、当初のペースからは遅れ、不十分なものに終わった、中長期的な戦略を構築するには至らず、その後の活動のスケールアップも望める状況にはない、との評価が得られた。

タンザニアは 2008 年の UN-REDD プログラム開始当初における対象 9 カ国の 1 つであったことから他国に先駆けて REDD+の体制整備を行うチャンスをもっていたものの、2020 年現在のプログラム対象国は 65 カ国(うちアフリカ 28、アジア太平洋 20、中南米 17)となっており、上記の不十分な成果と相まってその優位性はますます失われている。

さらに、タンザニアはその準備段階においてノルウェーやフィンランドからの相応の資金と共に支援を得て一定のレベルで体制整備を進めることは出来たものの、その後のさらなる準備段階から、今後は実施段階、完全実施段階へと移行していくにあたって有望なドナーを見付けられていないというのが現状である。タンザニアからは、二国間サポートでの最大のドナーであったノルウェーへの期待は高いものの、ノルウェーは他国に対しても相応の資金規模での支援を表明・実施しており、ノルウェーが今後ドナーとしてタンザニアで実際に REDD+事業を実施するかどうかは不透明な状況である。

#### (3) タンザニアの近年の国内状況が REDD+体制整備に及ぼす影響

一方で国内の政治状況に目を向けると、2015 年の大統領選挙の結果、マグフリ氏が第 5 代大統領に就任した。マグフリ氏は「緊縮財政」、「汚職撲滅」といった政治・経済課題に取り組み、その一環として汚職官僚の追放、官僚の定年の厳格化、海外出張の制限などを推し進めた。このことはタンザニアの政治・経済状況を好転させ得る政策として評価できる面もある一方で、国際気候政策に対する取り組みの面では、官僚や政治家らにとって本来必要となる海外出張までもが制限されることとなり、最新の国際交渉状況の変化に関する情報収集や海外のドナーを含む関係者とのパートナーシップの構築・強化や新規開拓を困難にさせた面もある。

また、彼の特徴的な政策の 1 つは首都機能の移転である。1973 年にはタンザニアの首都はドドマと制定されたものの、大統領官邸、政府官公庁、国際空港、企業の海外支社などはいずれもダルエスサラームに置かれ、永らくダルエスサラームが実質的な首都機能を有していた。マグフリ氏は 2020 年までに行政府を完全に移行することとし、最後に自身の大統領官邸を移すことでドドマへの移転を完了させることとした。こうした中、移転に伴い省庁の再編もあわせて実施したために各省庁での業務には多大な混乱が生じることとなった。また、官僚の中にはドドマへの移転を嫌い離職・転職した者もあり、一部の省庁では人員不足も発生した。

このように、ただでさえガバナンス能力の低いタンザニア政府は大統領の推し進める移転・再編に伴う混乱の中で REDD+はもちろんパリ協定にも十分に取り組むことが出来ない国内状況にあり、海外出張禁止に伴う情報収集の遅れなどと相まって、REDD+・パリ協定の準備段階における体制整備やキャパシティの増強といった準備が十分に出来ず、その取り組みは国際的にも大きく遅れることとなった。

#### (4) まとめ

世界ワースト5位の規模で森林減少が進むタンザニアは、その分の改善の余地があるという意味で REDD+ のポテンシャルも大きく、また京都議定書での経験から REDD+ に対しても高い期待を持っていた。しかしながら、REDD+ 実施には様々な要件が課せられており、これらへの対応は途上国にとって多大なガバナンス能力、資金力を必要とするものとなっている。他国や国連などからのサポートを得ることなしには到底体制整備を進めることができず、また支援を得ながらも十分な成果を挙げることが出来なかったタンザニアにとっては REDD+ への参加（参加することによって排出権などの形で経済的利益を獲得し、同時に森林の減少・劣化防止を推し進めること）がますます困難になっているというのが現状である。そもそもこれらの能力が不足しているからこそ森林が減少している面もあり、現状の REDD+ は最貧国にとって参加が困難である政策であると評価せざるを得ない。このことは京都議定書における CDM で生じた事業の一部の国への集中といった地域的不均衡が、パリ協定のもとでの REDD+ においても助長ないし場合によってはさらに拡大されうることを意味し、世界はこの問題にも十分に対処できていないことが指摘できる。

最貧国であるからこそ森林減少・劣化が進むという面もあることを踏まえ、これらの国々も適切に参加できるような政策とすべく、地域的不均衡の是正を十分に念頭において今後の制度設計のあり方を考えていく必要がある。

そもそも十分な体制が整っていないタンザニアのような国で UN-REDD プログラムなどのように2年ないし4年という実施期間では成果をあげる時間が不足しているとの指摘もあり、タンザニアのような国が今後も体制整備を進め、また実施段階へと移行していくためのさらなる支援が必要である。その意味では現状の国際的な支援体制は必ずしも十分とは言えないのが現状である。また、適切なドナー国を見つけることが困難なこれらの国にマッチングの機会を提供していく必要もあろう。

大統領交代に伴う混乱の中でタンザニアの国際気候政策への体制整備は国際的にも大きく遅れることとなった。マグフリ氏がその後独裁色をやや強めつつある点については国内外からの批判もあり、留意が必要であるものの、永らくタンザニアにはびこっていた汚職の撲滅や緊縮財政を通じた無駄の削減、といった政策自体はむしろ好意的にとらえるべきものでもある。首都機能の移転に伴う省庁の再編などは、これまで不十分だったガバナンス能力を向上させるチャンスともなりえる。

一方で、こうした国内政治状況は気候変動を始めとする様々な国際政策への参加を困難にする面もある点には留意が必要である。とりわけそもそも人員・資金などの面でキャパシティが不足している最貧国にとっては、この課題はさらに大きなものとなりうる。こうした状況について政策側が配慮することは困難であろうが、途上国や最貧国においてはいくらでも起こりうる事態であることも十分に認識する必要はあろう。

#### (5) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト、今後の展望

大統領交代に伴う首都機能の移転という国内状況の変化が REDD+ に関する国際体制整備を大きく遅らせることとなり、結果的に REDD+ を通じた森林減少・劣化防止の進展への期待が低減されることとなったというこの現状（研究成果）は、当初掲げた研究目的からすると十分な成果を挙げることが出来なかったという意味で悔やまれるものの、一方でまさにガバナンス能力の乏しい最貧国の国際政策への参加に関する状況を如実に表すものとも言える。最貧国に着目するからこそ REDD+ の要件はこれらの国々にとって過大であり、他に緊急性の高い国内状況が発生した場合、REDD+ やパリ協定参加のための体制整備が大きく遅れ参加がますます困難になること、その間に体制整備を行うことが可能な一部の有力な途上国にますます案件が集中し、京都議定書の CDM における地域的不均衡の問題が解決していないまま繰り返される懸念が大きいこと、を明らかにした本研究の意義は極めて大きい。

この意味でタンザニアを始めとする最貧国を事例とした研究の意義は決して軽視されるべきではなく、むしろこれらの国々の声こそがきちんと反映され、適切に参加できるような（取り残されないような）政策としていくべく、今後もますます最貧国を事例とした REDD+ 政策研究の進展が必要である。むしろタンザニアはこれからセーフガードを含めた REDD+ に関する体制整備やパイロットプロジェクトを通じた経験・知見の集積を進めていくこととなる。先行する様々な国における議論や教訓に関する情報を収集し、これらを踏まえ、タンザニアにおけるセーフガードの制度設計における課題と方向性を分析・考察する本研究の継続・遂行はますます重要な意味を持つものとなる。

感染症拡大の状況などにも十分留意しながら、採用期間終了後も継続的に同国を事例とした研究を行っていく。

#### < 引用文献 >

Nelson Gapare, Christopher William, Final Evaluation of The UN-REDD Tanzania National Programme Final Report. Geneva: UN-REDD Programme, 2013.

Vice President Office, National Strategy for Reduced Emissions from Deforestation and Forest Degradation (REDD+). Dar es Salaam: United Republic of Tanzania, 2013.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 福嶋崇	4. 巻 29巻2号
2. 論文標題 「タンザニアのREDD-plus政策参加に向けた課題 外部からの支援及び国内政治状況に着目して」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 亜細亜大学・国際関係紀要	6. 最初と最後の頁 85-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 福嶋崇
2. 発表標題 「タンザニアの国内政治状況が国際気候政策への対応に及ぼす影響」
3. 学会等名 第130回・日本森林学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福嶋崇
2. 発表標題 「タンザニアのREDD+におけるセーフガード制度設計の方向性」
3. 学会等名 第131回・日本森林学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 環境経済・政策学会編（福嶋崇ほか）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 814
3. 書名 『環境経済・政策学事典』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----